

## 施設園芸燃油価格高騰対策設備導入支援事業実施要領

### 第1 趣旨

施設園芸は燃油価格高騰の影響を受け、経費の増大により経営が圧迫されていることから、燃油使用量を低減させ、施設園芸の経営の継続と安定化を図るため、本県の施設園芸農業者に省エネルギー設備等の導入を支援する。

### 第2 事業内容

この事業は、農畜産業振興事業補助金交付要綱に定める区分により実施するものとする。

### 第3 対象者

この事業の対象者は施設園芸作物（果樹、野菜、花き）を経営しており、燃油使用暖房機を使用している者及び使用を見込む者とする。

### 第4 事業実施主体

1 この事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 農業者
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業者の組織する団体・法人
- (4) 農業協同組合出資法人
- (5) 農業従事者（年間150日以上の上常時従事者）を3人以上雇用している法人
- (6) (1)から(5)に掲げる者以外の者であって、第1の趣旨を達成するために知事が特に適当と認めた者

2 1の(3)で規定する農業者の組織する団体・法人とは、次に掲げる要件を備えていること。

- (1) 農業者で構成されていること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 組織及び運営に関する規約が設けられていること。

### 第5 事業種目及び補助対象

1 事業の種目及び補助対象は表1のとおりとする。

(表1)

事業種目	補助対象とする経費の内容	実施基準
ヒートポンプ導入事業	○新たなヒートポンプの導入に要する経費 ・機器購入費 ・機器設置費	該当品目の作付け及び事業実施面積2a以上
カーテン等保温設備整備事業	○施設の保温性向上に要する経費 ・多層化被覆資材費 ・循環扇費、送風ダクト費 ・変温管理装置費 ・資材等設置費	

### 第6 経費の補助

第5の1に要する経費の1/2以内を予算の範囲内で補助するものとする。

### 第7 事業の実施

1 実施計画の作成

- (1) この事業を実施しようとする者は、施設園芸燃油価格高騰対策設備導入支援事業実施計画承認申請書（様式第1号以下、「計画承認申請書」という。）を作成し、市町村長を經由して地域振興局長に提出し、承認を受けるものとする。  
ただし、事業実施が地域振興局管内を超える場合は、知事に計画承認申請書を提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 計画承認申請書には、施設園芸燃油価格高騰対策設備導入支援事業実施計画書（様式第2号）を添付するものとする。
- (3) 地域振興局長は、実施計画の承認に当たり、あらかじめ知事と協議するものとする。

## 2 実施計画の重要な変更

次に掲げる事項の変更は、1の規定を準用する。

- (1) 事業実施地区
- (2) 事業実施主体
- (3) 事業種目
- (4) 事業内容
- (5) 事業費の20%を超える増減

## 3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度とする。

## 第8 補助金の交付申請及び実績報告

農畜産業振興事業補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書及び実績報告書には、施設園芸燃油価格高騰対策設備導入支援事業実施計画書（実績書）（様式第3号）を添付するものとする。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和4年7月1日から適用する。